



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国の農業における重要課題：農地利用権の流動化・農業の産業化
Author(s)	黒河，功
Citation	農業経営研究，27，155-162
Issue Date	2001-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36564
Type	departmental bulletin paper
File Information	27_155-162.pdf



中国の農業における重要課題

－農地利用権の流動化・農業の産業化－

黒河 功

1. はじめての農業白書
2. 中国農業における重要課題
3. 農地利用権の流動化メカニズムの確立について
4. 農業の産業化について
5. 農業の産業化への展望

1. はじめての農業白書

中国で最初の農業白書「中国農業発展報告'95」が中国農業部から発刊されている。中国で行政機関が行政機関の名称を正面切って用いて発刊するものとしては農業白書が初めてということである。これによって中国の農業政策の内容とその評価に対する行政側の公式見解が利用可能になり、中国農業研究者にとり依拠すべきひとつの重要な基準が与えられ、研究推進上大きな利便をもたらすと自賛されており、日本においてもさっそく中国農業部著・菅沼圭輔訳・白石和良解説「中国農業白書激動の'79－'95」として、1996年末に発行されている。

これまで中国の研究者あるいは当局からの断片的な情報を基に、やや主観的に理解してきたことがらが、このような当局による公式見解に照らしてみると、ことがらの意味、政策体系における位置づけが明瞭になり、中国農業の理解においてたいへん参考となる文献といえる。とくに中国を対象に調査研究を試みる場合に、掲げる問題の全体における位置づけ・連関図を構築しえるところに大きな意義がある。ここでは主として前掲の菅沼訳・白石解説の著に依り、とくに直接農業生産に関わる農地利用権の流動化および農業の産業化という二つの重要課題に絞って要約し、中国農業問題に関する覚え書きとしておきたい。

2. 中国農業における重要課題

この農業白書の内容の中でとくに関心がもたれるものは、当局が自ら重要課題として位置づけて掲げているテーマである。それは①農地利用権の流動化メカニズムの確立について、②農産物価格の上昇の原因とその抑制に関する考え方、③農村労働力の地域を超えた秩序ある移動を誘導する、④農業の産業化とその発展の道、⑤食糧を5千万トン増産する潜在的能力とその対策、の5項目である。

①は、農家が農地の請負経営権と利用権を獲得するようになって、生産意欲が高まり、農業経営の安定化、生産の安定化への展望が見えるようになっているが、一方、短期的な奪略耕作や耕地の細分化、さらに農地資源の有効な再分配のあり方において、一部、制度的な規範性に欠ける場面があり、それらを改善しなければ、効率的な農用地利用の前提となる農地利用権の流動化メカニズムが確立しないからである。

②は、この間、農産物価格の大きな変動とくに高騰がみられたが、その根本的原因とインフレとの関係を見極めることをつうじて、農産物市場を安定化させることが社会全体の大きな関心ごととなっているためである。

③は、農村労働力の地域を超えた移動規模がますます大きくなってきており、社会経済発展にさまざまな影響を与えているが、その移動の現状と原因を分析し、農村労働力の合理的で秩序ある移動政策を構築する必要があるためである。

④は、今後いかにして農業自身の収益性を高めていくか、農業内部の持続的発展メカニズムを形成するか、条件整備によって多くの農民を市場に参入させ公平な競争市場を形成するかが眼目となっており、有効な農業発展モデル構築が改めて求められているからである。

⑤は、2千年末までの人口増大、国民経済発展、国民の中流レベルの生活のために必要な食糧の生産量増加を達成するために、各資源の賦存状態および農業生産における物質的・技術的条件の検討を踏まえ、対策を講ずる必要があるためである。以下、本稿では①と④の課題に絞り、その問題状況に関する整理を行う。

3. 農地利用権の流動化メカニズムの確立について

中央政府は耕地の請負期間をさらに30年間延長するという政策を打ち出したが(1994)、その際に行った調査では、生産隊の境界を超えて村全体で耕地配分を行ったり、農地利用権割り換えの折に農家に配分しない機動耕地（当分は分配せず予備として保存）割合を引き上げるなど、現実には農地所有権を取りまく諸関

係が任意に改変されたために、農地の利用、収益の取得、処分などの権限が不明確になっている場合がみられ、そのために農地利用権の流動化が緩慢になっているとみられた。その背景には、とくに内陸部を中心とする農民にとってはもちろん、経済発達地域における農民にとっても、農地は生計を維持するための最後の拠り所となっており、農地に対する特別な執着心をもつこと。とくに老後など社会保障に関する制度的保証に深刻な不安をもつためである。また同時に、生産支援機能の脆弱性と農業生産の収益性の欠如のために、他人の農地をより多く借りようとする誘因に欠けていることも、流動化が進まない原因とみられている。

農地利用権流動化の主たる方式として、①両田制、②適性規模経営、③農村の未利用荒地利用権の競売などが考えられており、また実際にも取り組まれてきつつある。

両田とは、飯米生産用地と供出用穀物生産用地のことであり、両田制とはそれぞれの利用権を、飯米用地（口糧田、免税）には農家世帯員数による頭割り均等配分（均田制）、供出用地（責任田、課税）には主として世帯の労働力数（世帯員数あるいは入札方式の場合もある）に応じて配分する方式のことである。これによって家族経営制度の安定化を図ると同時に、意欲的な担い手によって効率的に農業増産が実現できる仕組みが構築できると考えられている。

また適正規模経営とは、農家から村などへの逆請負、村を超える範囲での請負、農家の利用権を株式所有権に変えることなどによって、規模拡大経営農家、家族経営農場、村営集団農場、農業機械作業サービスステーションが請け負う経営農場、農地経営を村営の農村企業組織に組み込んだ方式などの形態によって、主として供出用農産物を大規模に効率的生産するというものである。

未利用地荒地利用権の競売方式とは、主として西部の丘陵・山間地域において想定されているものであり、村の集団所有権を変更することなしに、荒地の長期にわたる期間（一般に 50-100 年）の利用権を競売し、その間、購入者の開発・経営・受益の権利を認めようとするものである。その方式の特徴は、行政区分の境界を超えて誰もが競売に参加できること、所有制度による購入者の性格に制限がなく、いかなる経済主体でも参加できること、利用権の請負期間に制限を設けず、期限の延長が認められていること、開発された土地の利用権の相続・譲渡・抵当権設定が認められていることなどである。この方式によって、計画的な投資を行うことができ、短期的略奪的开发が防止できること、所有権の帰属関係の明確化・利用権の安定的保証、土地の経営権に関する概念の定着化、土地市場というものの概念形成、放置されてきた未開発地域の自然資源・労働力資源が活用されること、などが期待されている。

このような農地利用権をめぐる調整が市場メカニズムをとおして行おうとす

①は、いわゆる竜頭企業と農家の結合型であり、両者の契約方式により、生産・加工・販売の一貫体制を構築している。このタイプは耕種・畜産・水産のすべての分野において普遍的にみられるものである。

②は、農村にある既存の合作組織や郷村の経済・技術サービス機構、あるいは農村の技術職人・土着の専門家を中心として各種の株式合作組織や株式合作企業などの経済主体を設立し（株式方式・社員制度）、同じく一貫体制による展開を行うものである。

③は、地域条件の中で特化作目による専門的生産を背景に、流通の振興と専門卸売市場の育成を図りながら、専門市場と農家を契約方式や共同経営体設立によって直結させ、農民を市場システムに直接参加させながら全国的な流通展開を行うものである。

④の中で特筆されるべきものは、地域を超え広域的に組織された連合会の結成である。山東省の「農産連」が有名であるが、買付価格と輸出価格との齟齬から生じた混乱を、情報の交流、相互協力などによって調整し、損害をくい止めるという機能を発揮した。さらに共同開発機能まで併せもつ協会組織は、広大な中国における農業の産業化モデルのひとつとして今後欠かせない存在であるとの認識がなされている。

このような農業における産業化によって期待されるメリットは、①農産物販売の場面における交渉力が強化され、従来農民が抑えられてきた生産物価格の向上、②農産物加工過程を賦与することにより、付加価値が付けられ、それが農民へ再配分される、③農家個々はこれまで一般的に銀行融資を受けられなかったが、組織からの融資が可能となり、資金力が向上する、④組織による農家への先払い方式による場合もみられ、価格変動リスク回避、運転資金確保の役割がある、⑤組織が投入資材産業部門をもつ場合が多くみられ、組織傘下の農家は安価に生産資材を購入することができる、⑥地方財政上への貢献、⑦組織がもつ加工工場など、農家の就業機会の場が広がる、⑧農業技術の普及・伝播の側面における効果がみられることなどである。

農業の産業化は、新生中国における農業問題すなわち土地改革、郷鎮企業化など一連の農業改革の流れの中で生まれてきた重要課題として認識されており、既に沿海地域を中心に展開されているが、全体的にみると課題も多い。まず、①農家と企業組織などとの間における利益分配のあり方・ルールが、企業組織、業種、地域などによって明確ではなく、また理論付けも明確ではないこと、②合作社組織との関連も明らかではないこと、③科学技術の普及に対し、積極的に貢献する場面がなかなか生じないこと、④組織・地方政府・中央政府との間の関係が必ずしも明瞭ではなく、また政府の計画との整合性、市場ニーズとの整合性も必要で

る前提条件としては、①農地所有権の境界が明確であること、②市場メカニズムとその機能を保証する環境条件、例えば老後への配慮などが整備されている必要がある。

そのための対策としては、①農地の請負期間を 30 年間延長する政策を確実に実行して、土地所有関係を長期にわたって安定させ、「世帯人口が増えても農地は増やさず、世帯人口が減っても農地を返上させない」という原則を徹底すること、②都市・農村戸籍制度を改革し、農村における小城镇建設を促進することによって、労働力の秩序ある移動を誘引すること、そのためには金融市場としての協同組合金融、民間金融、合作基金会などの機能を十分に発揮させること、③農地利用権の請負契約など農業サービスシステムを構築すること、④地域的な社会保障制度を確立すること、⑤政府による農地利用権流動化に関わる法体系の整備による土地市場メカニズムの確立、農業税制度の改革による統一的な土地税制の確立（とくに種々の場面における公課徴収制度の廃止方向）、政府によるマクロ的農地行政の確立、などが具体的措置としてのぼっている。

4. 農業の産業化について

農業の産業化とは、市場経済化を前提に、農業生産とその前後の関連部門を結合させた完全な産業システムを確立することであり、耕種・畜産・水産と加工業、生産・資材供給・販売、農業・加工・流通などにおける一貫化を図り、農業の付加価値能力や収益性を飛躍的に高め、最終的には自立的に蓄積と拡大再生産が可能な発展メカニズムを形成することにある。このことは具体的には、生産の専門化、産地の地域特化、一貫経営形成、サービスの社会化、企業的経営管理の実現として現れるとしている。

家族請負制に移行してから農業経営意欲は増したといえるが、零細規模の家族単位のままでは、農業生産のみでは生活維持が困難であるために労働力が他出してしまうことになる。したがって労働力不足となり、生産物は商品としての質と量のいずれにも欠けるものとなるため、零細農業のままでは収益性に結びつかないことに気づき始めた。このような過程の中から粗収益より所得概念に関心が強まり、それが組織化とくに産業化への発想となってきたのである。

このような農業の産業化はとくに'90 年代になって山東省、広東省、河南省、吉林省など 12 省にわたってそれぞれ独自の構想によって展開されている。組織形態によって類型化すると、①企業主導型、②既存合作組織の再編型、③卸売市場との連携型、④その他、の 4 つに分類される。

あり、したがって現状では現場の取り組みに対する政策的援助、貸付資金の援助、税優遇措置など、地域や業種などによってそのあり方は多様であり、取り組み条件における明確性に欠けることなどである。

とくに多くの場合、市場ニーズに対する反応が一般的に鈍いこと、あるいはサービス部門における経験不足から、その部門における展開が弱いことなどが、指摘されている。また地域的にみれば、内陸部とくに西部地域における農業の産業化の展開動向は弱く、交通・運輸の発達程度および輸出先・移出先の目標が明確に定められるか否かが、重要な鍵となっているようにみられる。

5. 農業の産業化への展望

本稿では、中国の農業における重要課題とされるもののうち、農地利用権流動化と農業産業化について整理してきた。しかし5つの重要課題は相互に深く関連をもつことはいうまでもない。

経済体制改革が進展する中で、労働力の域外移動制限を緩和されるようになったが、域外移動は経済発展地区と内陸部との大きな経済的格差の存在の故に自然な流れであり、その動きはそれまでの人民公社制と農産物の統一買付・割当買付制度が緩和してきたことも背景としてあげられる。このことは、質のよい中年・青年労働者を排出することになり農業労働力における質の低下を招き、食糧の増産計画にも支障をきたす側面でもある。また食糧増産のためには、農地集積による効率的生産体制の確立が不可欠であり、それが農地利用権流動化促進に結びついている。さらに、社会秩序の安定化のためには、農産物価格の高騰あるいはインフレ進行は避けなければならないが、多くの農民にとっては収益的農業生産など農業従事に対する誘因も用意されなければならない、農家の所得確保のために農業の産業化が図られる必要があった。

農業の産業化の推進に当たっては、それぞれの地域において主導的産業を選択・育成すること、中核的農産物市場を育成した上で中核的企業を育成すること、その場合、大規模であることと同時に普及する範囲が大きいこと（大）、技術水準および付加価値が高いこと（高）、外向型産業であること（外）、新しい原材料使用や新製品であること（新）、多様な所有制に基づく多様な組織形態による主体を想定すること（多）などが原則として標榜されている。

このように農業の産業化においては、種々の方式が想定されており、また既に多様な形態において、とくに沿海地域、すなわち輸出先が確保されやすい地域において展開されてきている。また、そのような海外との交易の場面においては、

外資の参入も含めて資金調達能力に富む、とくに竜頭企業型による農業の産業化がより有利な展開条件が確保されているとみられる。

しかしながら、中国の国情から、研究者や中央政府においても、眼目は「とりわけ農民の利益を保護すること」にあるとして、①農民が自主権（例えば作付権）を確保すること、自らの付加価値化をもって農業所得の拡大に努力すべきである、②郷鎮企業を一段と発展させることによって、農家の所得確保の機会拡大に努力すべきである、③企業主導型ではなく、農民自体の組織化である合作社組織が中心となるよう努力すべきである（「階級闘争」を経ること）とする意見もある。

従来からみられた合作社化と産業化との違いは、産業化構想はインテグレーションの形態であり、それが市場と深く連携しているというところに特徴があり、単なる農民間組織とは異なるものである。そこでは企業と農民とは共同関係として想定されており、この点から企業が農民に利益配分するのは当然であるという考え方である。したがって一方では、企業と農民との対立関係として捉えることもでき、いわゆる剰余価値をめぐる問題として認識されている。

今後、中国においては以上のような議論の整理と理論化が必要となっているが、実際上の問題としては、沿海部地域とは異なる条件下にある内陸部あるいは西部地域における農業の産業化のあり方など、地域条件が配慮された具体的な戦略と方策が必要であり、農業の産業化構想は、内陸部において展開されるようになって初めて、この構想が有効であったと広く認識されるものといえる。

表1 農村企業の基本状況

年次	農村企業数 (万軒)	対前年比 増減率 (%)	企業従業員数 (万人)	対前年比 増減率 (%)	農村労働力 に占める 割合(%)	企業粗 生産額 5) (億元)	農村社会 生産額に占める 割合(%)	輸出向け 出荷額54) (億元)	年末時点の 固定資産 当初取得額 (億元)	同年の 銀行融資 残高 (億元)
1978	152.4		2 826.6		3.5	493.1	24.2		229.6	22.0
1980	142.5	-3.8	2 999.7	3.1	3.7	656.9	23.5		326.3	56.1
1984	606.5	350.6	5 208.1	61.0	6.2	1 709.9	34.0		575.0	198.0
1988	1 888.2	7.9	9 545.5	8.4	11.4	6 495.7	51.8	268.7	1 584.3	732.4
1992	2 079.2	10.1	10 581.1	10.8	13.1	17 925.4	70.6	1 192.8	3 463.1	1 839.3
1993	2 452.9	18.0	11 278.0	6.6	12.3	31 540.7	78.9	2 350.0	5 160.1	2 996.9
1994	2 495.0	1.7	12 017.0	6.6	13.1	42 588.0	69.4	3 398.0	8 868.0	3 508.0
東部地域の 占める割合	43.9	/	57.5	/	/	72.5	/	91.4	70.1	68.6
中部地域の 占める割合	49.4	/	36.6	/	/	24.7	/	7.6	25.1	26.1
西部地域の 占める割合	6.7	/	5.9	/	/	2.8	/	1.1	4.8	5.2

表2 農村企業の主要財務指標および経営収益指標

年次	粗収益 13) (億円)	企業利潤・納税合計額 (億円)	対政府納税額 (億円)	対前年比 増加率 (%)	企業利潤 (億円)	農村企業 貸金総額 (億円)	企業従業員 一人当たり平 均生産性 (元/人)	固定資産当初 取得額100元当 りの利潤・納 税合計額 (元)	固定資産当初 取得額100元 当りの粗生産 額 (元)	粗収益100 元当りの 流動資金 (元)
1978	431.4	110.1	22.0		88.1	86.6	1,744.5	48.0	214.8	22.0
1980	596.1	144.1	25.7	13.7	118.4	119.4	2,189.9	44.2	201.3	29.7
1984	1,268.2	207.8	79.1	34.3	128.7	239.3	3,283.2	36.1	297.4	31.4
1988	4,232.2	495.7	236.5	40.7	259.2	541.2	6,805.0	31.3	410.0	36.4
1992	10,040.9	1,114.5	636.9	169.3	477.6	957.1	17,455.0	32.2	389.7	40.5
1993	26,433.0	2,829.0	1,059.0	66.3	1,965.0	2,344.0	25,740.0	51.0	456.7	26.9
1994	39,274.0	3,876.0	1,591.0	50.2	2,572.0	3,003.0	38,875.0	49.8	463.4	29.6
東部地域の 占める割合	70.7	70.4	71.1	/	70.1	63.1	/	/	/	/
中部地域の 占める割合	26.0	26.3	25.1	/	27.0	31.6	/	/	/	/
西部地域の 占める割合	3.3	3.4	3.8	/	2.9	5.3	/	/	/	/

注：農村企業関連データは農業省のデータによる。

(註) 農村企業[郷鎮企業]には、郷(鎮)および村の集団経営の企業と村の下にある「村民小組」経営企業、農家共同経営[聯戸経営]企業、個人経営企業、私営委企業、共同経営体[聯合体]企業と呼ばれる複数の個人経営企業や農家が出資しあって設立する組合的企業などの全体が含まれる。ここでいう個人経営[個体経営]とは家族労働力を主体としたものを指し、私営は雇用労働力を主体としたものを指す(「中国農業白書」訳者による用語解説)。

引用・参考文献

- [1] 中国農業部著・菅沼圭輔訳・白石和良解説『中国農業白書 激動の'79-'95』農文協, 1996
- [2] 研究代表者・黒河 功『農業と関連産業部門の一体化による中国農村合作組織の機能発現に関する共同調査研究 平成10年度-平成12年度』科研研究成果報告書, 1998-2000
- [3] 黒河功「中国農村合作組織に関する一考察」『農経論叢』第56集, 2000
- [4] 黒河功・朴 江・坂下明彦「中国沿海部における農業合作社の展開と類型-紅蘇省高郵市を対象として-」『農経論叢』第57集, 2001